

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和 7 年 4 月 11 日

日向市長 西 村 賢



1 目的

日向市 A I オンデマンド交通システム導入及び運行支援等業務委託（以下「本業務」という。）は、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網の構築に向けて、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現を目指し、A I オンデマンド交通システムを導入、実証運行を支援し、本格運行へ円滑に移行できるよう、データ収集及び分析、関係者調整業務を、専門的な知見から支援することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

日向市 A I オンデマンド交通システム導入及び運行支援等業務委託

（2）委託内容

別添、日向市 A I オンデマンド交通システム導入及び運行支援等業務委託仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（4）契約限度額

26,000,000 円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱第 2 条（4）公募型プロポーザル方式により選考する。

4 提案者の参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- （4）民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- （5）本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約

に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

（6）本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

（8）令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）または令和 7 年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、「日向市 A I オンデマンド交通システム導入及び運行支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領」に定める手続を行うこと。

（9）令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間に元請として、地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、民間企業等との間で締結した、本業務と同等の契約実績があること。

5 プロポーザル実施スケジュール

期間または期日	内 容
4 月 11 日（金）	公告
4 月 11 日（金）～4 月 23 日（水）	参加表明書の提出期間
4 月 11 日（金）～4 月 17 日（木）	質問受付期間
4 月 21 日（月）	質問回答期日
4 月 25 日（金）	参加資格通知、提案書等の提出要請
5 月 16 日（金）	提案書等提出期限
5 月 21 日（水）	プレゼンテーション及びヒアリング
5 月 23 日（金）	提案書等特定、結果通知
5 月下旬	業務内容の最終打合せ、契約

※日付は予定のため、変更の場合あり。プロポーザルの事前説明会は行わない。

※その他の詳細については、「日向市 A I オンデマンド交通システム導入及び運行支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。

6 事務局

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市建設部都市政策課（担当：葉上、川越）

TEL：0982-52-2111（内線 2303） FAX：0982-54-2639

メール：toshi@hyugacity.jp